

年 月 日

寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

三 豊 市 長 様

住所 _____

氏名 _____ ㊟

私は、保育施設・幼稚園の保育料算定に係る所得額の計算において、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、保育施設・幼稚園の保育料算定に係る所得の額の計算の対象となる年（前年（請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年））の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、三豊市が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名 _____ ㊟

【添付資料】

- 1 申請者・子の**戸籍全部事項証明書**
有効期限内の**児童扶養手当証書の写し**により、戸籍全部事項証明書に替えることができます。
- 2 このほか必要に応じて、住民票、課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求められます。

※注意事項（必ずお読みください。）

- ・生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- ・みなし適用を受けても、結果として保育料の減額等にならない場合があります。
- ・みなし適用を受けても、税額そのものは変更になりません。
- ・毎年更新のため、引き続き適用を希望する場合は7月中旬に本申請書を提出して下さい。所得状況等により前年と結果が変わる場合があります。
- ・虚偽の内容を記載した場合には、適用された保育料減額分について返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。